

2021年度ひょうご消費者セミナー（オンライン）

18歳はもう大人

～被害者にも加害者にもならないために～

2022年4月から、成年年齢を引き下げる「民法の一部を改正する法律」が施行されます。民法については、「条文をよく知らない」方も多いと思いますが、私たちの生活に密接に関係している法律です。特に今回の法改正では、高校生や大学生でも親の同意がなくても契約ができて、後から取り消すことができないため、消費者被害が増加するのではないかと心配されています。今回の学習会で、改正の内容や注意すべきことについて学びましょう。



【日 時】2022年2月11日（金）14:00～15:30

【テーマ】「18歳はもう大人

～被害者にも加害者にもならないために～」

【講 師】大森 節子さん

C・キッズ・ネットワーク理事長

ひょうご消費者ネット理事

NPO 法人C・キッズ・ネットワークでは、対象者に合わせたテーマごとの分かりやすい教材を開発して、消費者教育の出前講座を行っています。また、消費者支援功労者表彰内閣府特命担当大臣表彰を受け、内閣府第4次、第5次消費者委員会委員などを務めました。消費者教育を推進するため、日々活動しています。

◆参加費:無 料（オンライン開催）

◆定 員:150人（先着順）

◆申込方法:Eメールで件名を「消費者セミナー」として、①名前②所属団体③電話番号

④メールアドレスをご記入いただき、下記アドレスまで送信してください。

Eメール: tekikaku-sympo@hyogo-c-net.com

◆申込締切:2022年1月28日（金）1月末に参加用のURLをお送りします。パソコンからの受取に制限をかけている場合は、あらかじめ解除ください。

◆問合せ先:ひょうご消費者ネット TEL:078-361-7201 Fax:078-361-7205

◆主 催:ひょうご消費者ネット、消費者支援機構関西、
兵庫県生活協同組合連合会、
生活協同組合コープこうべ

◆共 催:兵庫県立消費生活総合センター

◆後 援:神戸市

【個人情報の取扱い】提供いただきました個人情報は、ひょうご消費者セミナーのみ

使用させていただきます。今企画以外の目的では使用いたしません。



20歳⇒18歳へ